

いじめ防止基本方針

令和4年度 美郷町立大和小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為である。

しかしながら、全国的に見てもいじめの問題は依然として憂慮すべき状況が続いており、極めて重大な社会的問題となっているのが現状である。

そこで、本校では、全ての児童が安心して楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない学校づくりを、全職員と児童・家庭・地域がひとつになって推進していくために、本基本方針を策定することとした。

本基本方針は、国及び県、町が示した基本方針を踏まえ、学校としてのいじめ防止に対する考えを示したものである。

◎めざす児童像 「だれもが いきいき わくわく 大和っ子」

だれもが仲良し、やさしい子（情）
いつも明るい元気な子（体）
わかるまで考え、工夫する子（知）
こんき強くやりぬく子（意）

学校いじめ防止基本方針

◎「いじめは しない させない ゆるさない」

- 学校・学級内に、いじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童・職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と職員間に、温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見して適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

1 基本的な考え方

(1)基本方針の理念

全ての児童にとって、学校や学級が安心・安全な居場所であるために、いじめを行わず、また、いじめを許さない児童個人・集団を作っていくことをめざしていく。また、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童が理解できるよう手立てを講じていく。

学校は、家庭・地域と連携し、あらゆる機会を捉えながら、児童一人一人の自尊感情を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。また、いじめの積極的認知を心がけ、迅速かつ適切に対処していく。その際、特定の職員が抱え込むことなく、組織的に対処するとともに、家庭・地域、関係機関等とも積極的に連携を図っていく。

さらには、いじめを受けた児童が安心して相談できる体制作りに加え、学校内外の相談窓口の周知にも努めていく。

(2)いじめの定義《いじめ防止対策推進法における“いじめの定義”》

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を表す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3)いじめに対する認識

- ①いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されない人権侵害であること。
- ②いじめは、どの児童にも起こりうるもので、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであること。
- ③いじめは、往々にして大人の目が届かないところや、大人が気付きにくく判断しにくい形で起こりやすいということ。
- ④いじめは、加害児童と被害児童だけの問題ではなく、それらを取りまく学級等の集団の問題であり、その集団のもつ構造上の問題や風土がいじめの進行を助長するケースが多いこと。
- ⑤個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うべきものであること。「いじめられた側にも問題がある。」という誤った認識は排除しなくてはならないこと。

2 いじめの未然防止

(1)校内体制の整備

①「いじめ防止対策委員会」の設置

○校内組織として「いじめ防止対策委員会」を常設する。本委員会は、児童理解や実態把握、集団づくり等を通してのいじめの未然防止にあたるほか、いじめが起こった場合においては、美郷町教育委員会の指示・指導のもと、問題の解消や再発防止に向けての対応にあたる。

- ・本委員会の基本構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、教務主任、児童支援推進者、養護教諭、関係教諭等とする。
- ・本委員会には、必要に応じて、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、医師等の心理の専門家、民生児童委員、主任児童委員、町の福祉の専門家、弁護士、教員経験者、警察経験者、大和中学校の職員、ＰＴＡ役員等の関係者や専門家等を加え、指導・助言や支援・協力を求める。

(2)いじめの未然防止のための取組

①いじめを許さない学校風土の醸成

- 学級指導の時間をはじめ、あらゆる指導機会を捉えて「いじめは決して許されないことである。」ということを繰り返し指導し、理解を促す。
- 集団生活を送る上で守るべきルールや大切にすべきマナー等について指導し、規範意識を高める。
- 道徳科を要とした道徳教育や体験活動に力を入れることで、思いやりの心を育むとともに、互いを尊重し、命を大切にしようとする態度や豊かな情操を育む。

ア 道徳教育の充実

児童の体験活動を大切にし、道徳的实践力を養う。

教育活動全体の中で、人間関係を深め、思いやりの心を育む。

イ 健全育成のための体験活動の推進

地域と連携した様々な体験活動を実施し、規範意識や他人への「思いやり」「礼儀正しさ」などの道徳心の育成を図るとともに、いじめといった課題の未然防止を図る。

- インターネット上でのいじめも増えてきているという現状を踏まえ、年間指導計画に沿って情報モラル教育を進める。

ア 情報モラル教育の取組

自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる豊かな心情、積極的にネットワークをよりよくしようとする公共心を育てる。

- 感染症拡大に伴う偏見や差別が生じることのないように指導する。
- 児童会主催の人権集会を開催し、児童会の人権宣言を採択する。

②いじめに向かわない児童の育成

- 「わかる授業」を行うとともに、特別活動等で一人一人が活躍できる場を意図的に設けることで、学校生活に対する充実感や達成感、集団への所属感や自己有用感、自己肯定感の涵養を図る。

ア アンケートＱ-Ｕの活用

Ｑ-Ｕの活用により、気になる児童の早期発見に努め、全職員が協力して指導に当たる体制づくりを進める。

- コミュニケーション力の育成を指導の重点の一つとするとともに、様々な活動の中に多様な組合せのグループでの活動を意図的に設定することで、人間関係を構築する能力の伸長

ア 日常の会話や表現活動等を通じた思考力及び人間関係形成能力の育成
ピアサポートの実施。
構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキル・トレーニング、
対人関係ゲーム等の実施

を図る。

- いじめの背景にあるストレスの要因について改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。

③鋭敏な人権感覚をもった職員集団の育成

- いじめ問題に加え、人権・同和教育や特別支援教育等、各種の校内研修を計画的に実施するとともに、校外での研修にも積極的に参加するなど、全職員が絶えず自己啓発を図ることにより、鋭敏な人権感覚と、いじめを予防するために必要な知識や実践力を身につける。

3 いじめの早期発見

○いじめの早期発見のための取組

①いじめの積極的な認知と情報の共有

- 全児童を全職員で見守ることを大原則とする。児童との会話や表情・行動の観察、日記、心のアンケート（毎学期）・職員会議等の中から情報を収集し共有するほか、アンケートQ Uを実施・分析することで、より確かな児童理解と情報の収集に努める。

②相談体制の充実～いつでも どこでも 教育相談～

- 児童に対しては、日頃から担任を中心に信頼関係を築くよう心がけ、気軽に相談しやすい雰囲気を作るとともに、教育相談アンケート・教育相談（毎学期）を実施することで、相談の機会を保障する。
- 自分たちの手でよりよい学校生活を創り上げるのだという機運を盛り上げ、いじめについて周りの人に相談することは恥ずかしいことではないということを理解させる。
- 保護者に対しては、PTA 総会の時等の機会に、いじめに対する学校の方針を伝えるとともに、家庭でのチェックリストを配布するなどして、家庭での情報を早く伝えてもらえるようにする。また、担任以外での相談窓口について周知する。
家庭訪問（4月）や個人面談を実施するほか、連絡ノートや電話等で密に連絡を取り合うことで、どんなことでも相談しやすい関係を作っておく。
- 直接相談することができないケースがあることを考え、児童・保護者に対して外部の電話相談窓口を周知する。

4 いじめに対する措置

(1)校内体制(いじめ防止対策委員会)

- 児童に普段と変わった様子が認められた場合は、直ちに担任か養護教諭による教育相談を行う。

○いじめ、もしくはいじめが疑われる事象が発生したことが明らかになった場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、校長の指示のもとで素早く組織的に対処する。担任等が一人で抱え込むことがないようにくれぐれも留意する。

【基本的な対処の手順】

- ① 複数の教員による情報収集・事実確認を行う。
 - ② 事実を整理し、関係児童の家庭訪問と教育委員会への報告を行う。（以降、適宜）
 - ③ 複数の教員によって、被害児童・加害児童双方に対応する。
 - ④ 学級全体（場合によっては全校）への調査を行う。
 - ⑤ いじめの未然防止のための取組を見直し、加害児童やその周辺の児童、学級全体への指導を再度計画し実行する。
 - ⑥ 関係児童の家庭と教育委員会への最終報告を行う。
 - ⑦ 一連の対処についての評価・検証と、いじめ発生に至った背景の分析・検証をし、取組の見直しと改善を行う。
 - ⑧ 必要に応じて、他の保護者に対する説明を行う。
- ※ 一連の対処における役割分担は、基本的には次のとおりとする。

- ・ 全体指揮・・・校長
 - ・ 外部機関との連絡・調整・・・教頭
 - ・ スケジュール等の調整・・・教務主任
 - ・ 情報収集・事実確認、学級指導・・・担任、生徒指導主任
 - ・ 関係児童の家庭との連絡、家庭訪問・・・教頭、担任
 - ・ 関係児童への対応・ケア・・・担任、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭
 - ・ いじめ防止対策委員会の運営・・・生徒指導主任
 - ・ 対処の記録のとりまとめ・・・生徒指導主任
- ※ 対処の記録については、各自が時系列で正確・詳細にとり、生徒指導主任がとりまとめる。

(2)いじめを受けた児童とその保護者への支援

○いじめを受けた児童（及び情報を提供した児童）の安全確保と心のケアを最優先にしながら、継続的に対処・支援をする。心の安定の回復に向けた配慮のもと、可能な範囲で被害児童からの聞き取り等のあり方を検討する。

○いじめを受けた児童にとって、信頼できる人との人間関係を築く。

○学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じて、オンラインでの学習、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどしたりして、当該児童に継続的に寄り添い支える。必要に応じて児童及び保護者に対してSCやSSW等の心理の専門家の協力を得て支援する。

(3)いじめを行った児童への指導とその保護者への助言

○いじめを受けた児童への支援と並行して、いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認され次第、組織的な対応によりいじめをやめさせるとと

もに、再発防止の措置を講じ、以後継続的に指導を行う。その際、出席停止等の措置や警察との連携等を視野に入れながら毅然とした対応を行う。一方で、加害児童の抱える問題等、いじめを行うに至った背景にも十分目を向けながら、健全な人格の発達に配慮する。

- いじめを行った児童の保護者についても速やかに連絡をし、事実や指導に対する理解や協力を求めるとともに継続的に助言を行う。加害児童の抱える問題等、いじめを行うに至った背景についても十分理解を示しながら、学校と家庭が足並みをそろえて指導を行っていきけるようにする。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- 被害児童や加害児童だけでなく、周囲の児童に対しても、自分の問題として捉えるよう指導する。
- いじめに加担したり同調したりしていた児童に対しては、いじめの中心となっていた児童と同様、毅然とした対応を行う。いじめを傍観していた児童に対しては、誰かに知らせる等の勇気をもつよう指導する。保護者に対しても指導内容を連絡する。

(5)インターネット上でのいじめへの対応

- インターネット上の不適切な書き込み等が明らかになった場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかな削除を要請する。この措置にあたっては、法務局や警察等の協力を求める。
- 情報モラル教育の推進状況を見直し、より効果的な指導を実施する。
- 保護者に対しても情報を公開し、SNSやメール利用に対する啓発を行うとともに、家庭内のルール作りに対する協力を強く求める。
- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを発達の段階に応じて指導する。

(6)関係機関との連携

- いじめが発生したことが明らかになった時点で、直ちに美郷町教育委員会に第一報を入れる。以降、この件に関する対処が終了するまで、適宜経過報告を行うとともに指示・指導を受ける。
- 校内対応では不十分であると判断された場合は、美郷町教育委員会の指導のもとで関係機関との連携を図る。必要に応じて指導・助言を仰ぐほか、児童・保護者へのケア、指導等を要請する。
- 外部機関との連絡窓口は教頭とする。

(7)他の保護者への説明

- 他の保護者に対する説明の必要の有無については、美郷町教育委員会の指導のもとで、いじめ防止対策委員会において協議し、必要であると判断された場合は、学級もしくは全保護者を対象に、個別の連絡もしくは説明会を実施することにより説明を行う。

(8)いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- 1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(9)再発防止に向けた取組

- 一連の対応について評価・検証するとともに、いじめ発生に至った背景を分析・検証することで、いじめの未然防止のための取組に関する課題の整理と、取組の見直し・改善を行い、再発防止に努める。

5 重大事態発生時の対処

(1)重大事態の捉え

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

- ③児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2)重大事態への対応

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに美郷町教育委員会に報告するとともに、対応についての指示・指導を仰ぎながら、いじめ防止対策委員会に、適切な人材（利害関係を有しない第三者）を加えた調査組織を設置する。

- ②重大事態の調査にあたっては、次のことについてなるべく詳細に明らかにする。

- ・その要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・その要因となったいじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか。
- ・その要因となったいじめに、学校・教職員がどのように対応したか。

- ③被害児童や情報を提供した児童からの事実関係の聴取等にあたっては、当該児童の安全確保と心のケアを最優先にする。特に被害児童に対しては、状況に合わせた適切かつ継続的なケアを行うとともに、学校生活への復帰の支援と学習支援等を行う。

④加害児童や周囲の児童に対する指導等については、上記4の(3)(4)と同様とする。

(3)重大事態への対応に関するその他の留意事項

①被害児童が自死した場合の調査にあたっては、次のことに十分留意する。

○亡くなった児童の尊厳の保持と、遺族の心情への十分な配慮をすること。また、遺族の要望や意見を十分聴き、可能な限りの配慮と説明を行うこと。同時に、詳しい調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の期間や方法、入手した資料の取扱い、調査結果についての遺族への説明や公表に関する方針についての合意形成を図る。

○在校生及びその保護者に対しても説明会を開く等、できる限りの説明と配慮を行う。

○できる限り偏りのない資料や情報をより多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的・総合的に分析評価を行う。

②重大事態に関する調査結果の報告及び公表にあたっては、次のことに留意する。

○調査の結果については、美郷町教育委員会を通じて美郷町長に報告する。

○被害児童またはその保護者が希望する場合は、被害児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫したものとなるよう留意する。なお、被害児童が自死した場合は、亡くなった児童の尊厳の保持や自死の連鎖の可能性を鑑み、「WHOによる自殺報道への提言」を参考にする。

6 その他

(1)取組に対する評価と改善

①職員による相互チェック

○それぞれの職員の学級経営等の取組の仕方について、日頃から相互に学び合い、各自がより効果的な指導方法や児童への関わり方を身につけられるよう心がける。

○日頃からどんなことでも話し合える職員室の雰囲気作りに心がけ、トラブルや悩みを一人で抱え込んでしまうことがないよう互いに目を配る。

②学校評価と職員評価

○評価結果を真摯に受け止め、また公表することで外部の指導・助言を仰ぎながら、よりよい方向に改善していくよう心がける。

○PTA総会や学校関係者評価委員会、民生児童委員との会、学校便り等で、取組を説明し理解協力を得るとともに連携していじめ防止に努める。

③機能のチェック方法(PDCAサイクルでの検証)を活用する。

○PEACEメソッドによる取組の見直し・改善により、すべての児童にとって「心の居場所となる魅力ある学校づくり」と推進していく。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ①児童の現状を質問紙調査や欠席の日数等で把握する。 | : P 準備 |
| ②調査から課題を発見し、課題改善の目標を設定する。 | : E 教育 |
| ③目標を達成するための取組について計画する。 | : A 策定 |
| ④実施計画に沿って、一連の取組を着実に実施する。 | : C 対処 |
| ⑤一定期間終了後に、目標の達成状況を把握し、検証する。 | : E 評価 |
| 検証の結果から導かれた新たな課題を①として、再度②～⑤を実施。 | |

【電話相談窓口一覧】

24時間いじめ相談ダイヤル（文部科学省）	0570-0-78310	毎日24時間
いじめ相談テレフォン（島根県教育委員会）	0120-874-371	0120-779-110
	平日 9:00～19:00	休日10:00～17:00
こころとそだちの相談室（島根大学教育学部）	0852-32-1100	平日10:00～16:00
心のダイヤル（心と体の相談センター）	0852-21-2885	平日 8:30～17:15
浜田教育センター（島根県）	0855-23-6784	平日 9:30～17:00
浜田児童相談所	0855-28-3560	平日 8:30～17:15
出雲児童相談所	0853-21-0007	平日8:30～17:15
自殺予防いのちの電話（社団法人）	0120-738-556	毎月10日 24時間
子どもと家庭電話相談室（島根県）	0120-258-641	祝日以外9:00～21:30
子どもの人権110番（松江地方法務局）	0120-007-110	平日 8:30～17:15
チャイルドラインしまね（NPO）	0120-99-7777	月～土16:00～21:00
ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番	0120-786-719	24時間

いじめ防止に係る年間計画（予定）

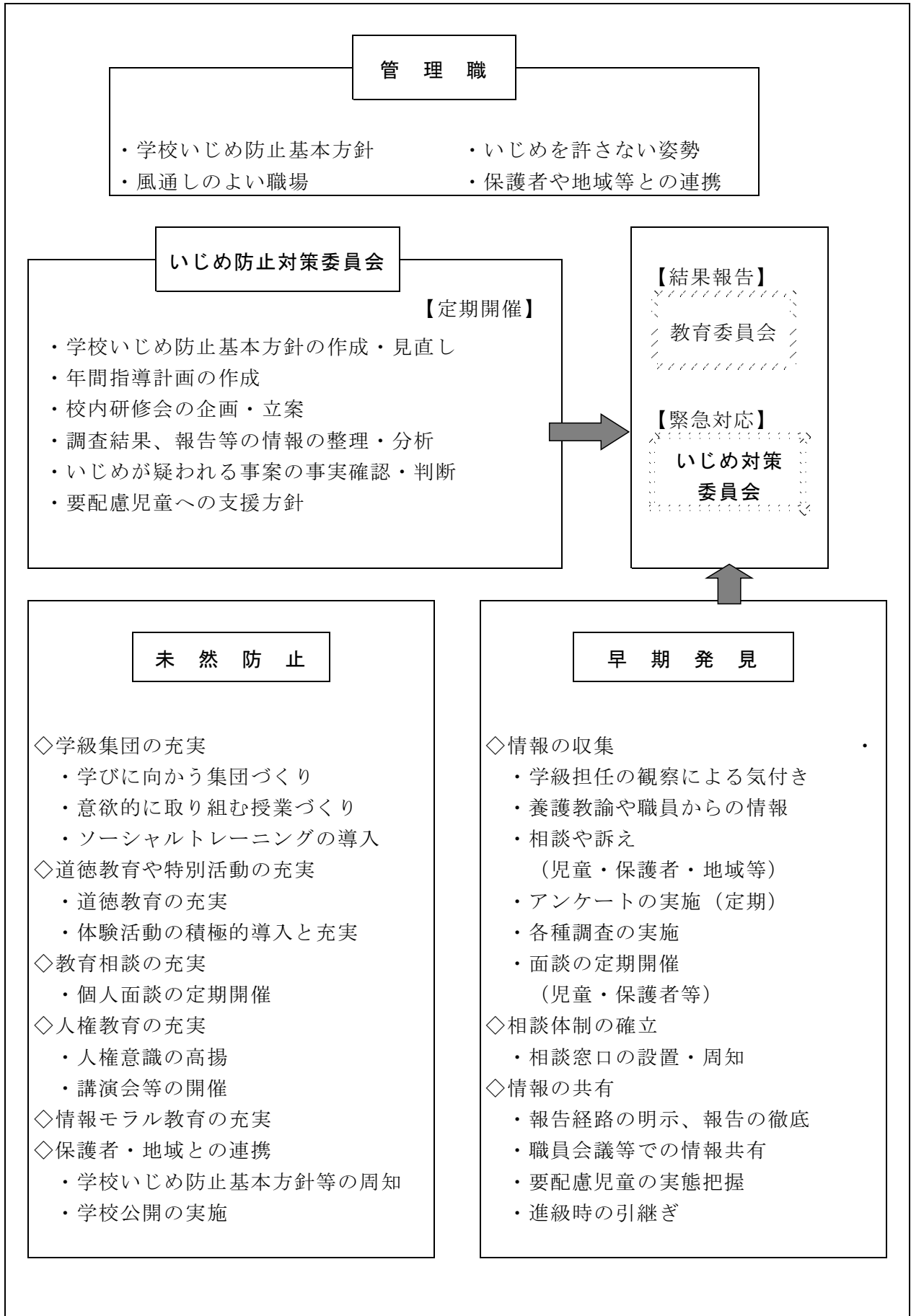
※令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防の対応のため、適宜時期を変更しながら推進する。

月ごとの取組	
通年	◆児童観察，児童理解，教育相談 ◆道徳の時間・学級活動の指導（いじめ，情報モラルを含む） ◆あいさつ運動 ◆見守り活動 ◆児童に関する情報の交換 ◆中学校との情報交換 ◆S Cの活用（適宜）
4月	◆学校経営方針の理解，学校経営の重点の確認 ◆学級経営案の作成～学級経営案に人権・同和教育の学級目標を掲げ，日々の学級経営に反映するよう，共通理解を図る。 ◆第1回いじめ防止対策委員会 ◆児童総会
5月	◆いじめ防止基本方針の理解
6月	◆第1回アンケートQ - U ◆第1回学校生活アンケート・第1回教育相談（Q - Uの結果分析） ◆人権標語の作成
7月	◆「夏休みのくらし」の確認 ○町生徒指導主任・主事会
8月	◆校内研修 ◆校外研修 ◆Q - U研修会
9月	◆2学期の取組の重点の確認 ◆人権参観日およびP T A家族ふれあい活動について 人権・同和教育に関する授業公開
10月	◆第2回アンケートQ - U
11月	◆Q - Uの結果分析
12月	◆「冬休みのくらし」の確認 ◆人権集会 ○町生徒指導主任・主事会
1月	◆3学期の取組の重点の確認
2月	◆学校評価
3月	◆いじめ防止基本方針の見直し，改善策の検討 ◆児童総会 ◆「春休みのくらし」の確認 ○町生徒指導主任・主事会

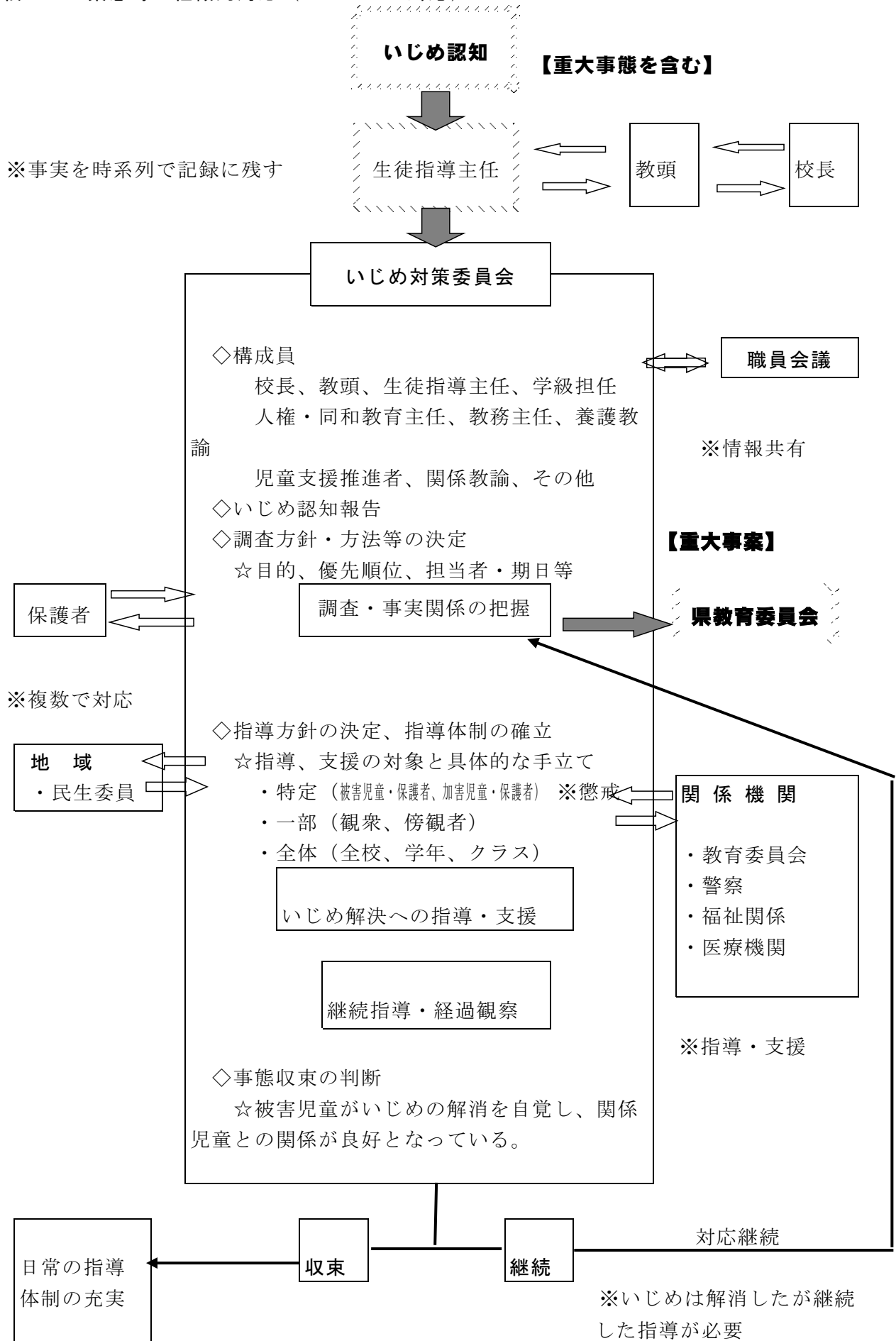
早期発見の取組の重点「いつでも どこでも 教育相談」

- 1 職員会議で気になる子どもの様子についての情報交換を行い，共通理解を図る。
- 2 気になる子どもの様子について，担当で集まって，相談する会を設ける。
 ①名称～ほっと・ティー・タイム 毎週木曜日 16：00～16：30
 ②参加者～管理職，児童支援推進者，担任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭等
- 3 学期ごとに，「心のアンケート」や教育相談を実施し，児童の実態を把握する。
- 4 1学期・2学期の2回のQ Uアンケートの分析により，学級集団の傾向を把握し，対応を考え実践する。
- 5 保護者に学校のいじめに対する取組・相談窓口の周知を図る。
- 6 関係諸機関との情報を交換する。
 放課後児童クラブの職員，民生児童委員・主任児童委員さんとの会

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙2 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。多くの職員が、多くの機会に児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝自習時	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室やトイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書やノートに汚れがある。 突然、個人名が出される。
休み時間等	だまって机にすわっている。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが、表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると、特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう、保護者に伝えておく。

サイン	
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 電話におびえたりする。 不審な電話があったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 携帯等を頻繁に気にするようになる。(持っている場合)
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると、体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物・金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。